

## 認知症と共生する社会へ向けて ③

2023年9月～12月にかけて、岸田総理を議長として首相官邸で行われた「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」（以下、「幸齢会議」）では、①普及啓発・本人発信支援、②地域ぐるみで支えあう体制、③仕事と介護の両立支援を含む家族等の支援、④研究開発と予防、⑤独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題、という5つがポイントとして挙げられました。



①普及啓発・本人発信支援については、認知症になった本人が「基本的人権を有する個人」として、認知症とともに希望を持って生きることができるという「新しい認知症観」の醸成が必要だとされています。同時に、本年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について、すべての地域住民に分かり易く自分ごととして理解してもらうことが重要であり、そのための取組を進めなければならないとされています。

その方法として、認知症となったご本人自身が自らの姿と声を通じて「新しい認知症観」をありのままに伝えていくことが非常に有効であることから、普及啓発は本人とともに進めていくことが重要で、それがご本人の新たな社会参加・役割にもつながり、また本人のそうした姿が、家族や支援者にとっても、認知症本人への見方の変革につながり、認知症のご本人が支援を受ける側となるだけではないという考えにつながります。

こうしたことを通じて、認知症に関する偏見を除去し、正しい理解の促進を進める必要があり、専門職だけでなく子どもの頃から認知症に対する正しい知識を学ぶため教育現場における啓発も不可欠であるとされました。

ここには、「認知症と診断されたら、すべて終わり」という考え方は皆無です。認知症は、昨日まですべて出来ていたことが、ある日突然何も出来なくなるという病気ではありません。上記のような「新しい認知症観」が当たり前になっていけば、早期発見により自分自身で認知症や軽度認知障害の診断を受け入れることで、周囲に「私は認知症です」と堂々と発信し、ご本人のペースで社会と関わり合いながらご本人自身が望む生活をつづけていくことが可能になることでしょう。

これまでのように、認知症の診断を受けたからと言って、家族から「安全のため」という理由で、外出を禁じられたり、自分自身でお金の管理をしたり自由に買い物をする事が出来なくなったりすることが、本当に本人の尊厳を守ることとは限らず、本人の尊厳がどこにあり何を希望しているのかを、本人と共に見つけていくことが求められています。

そうでないと、家族の形が多様化した今、世話をしてくれる家族がいない状態で認知症になる人が今後急増していきますし、家族がいたとしても重すぎる負担を背負いきれなくなるケースも急増していますから、認知症になったら「家族が守るべき」ではなく、認知症になっても「社会と共生していく」という視点を国民全体で持つようにしなければ、この超高齢社会を乗り切ることは難しいと言わざるを得ません。

つづく